

令和5年 第3回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和5年3月29日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月29日（水曜日）午後5時30分 開会
午後6時20分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理者	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	渡 辺 雄 一
	4番	越 後 功
	5番	笠 井 孝 一
	6番	菊 地 光 男
	7番	齊 藤 信 一
	8番	辻 野 始

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第2号	農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積（下限面積）の 廃止について
第5 議案第3号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
第6 議案第4号	令和5年度の最適化活動の目標の設定等（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	大 元 真
事務局 次長	大 迫 尚 樹
主 任	平 手 大 貴

7. 会議の概要

・午後5時30分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより令和5年第3回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日、7番齊藤信一委員におかれましては、所用により遅参するとの連絡を受けております。よって、出席委員は9名中9名であり農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において行天雄也委員、辻野始委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する委員が含まれるため、番号1と該当する案件の番号2、番号3ごとにそれぞれ質疑し議決を求めます。</p> <p>それでは議案第1号、番号1について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>農地の権利の設定のため、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の可否についてお諮りするものです。</p> <p>議案第1号別紙をご覧ください。番号1についてご説明いたします。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号番号1は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>つづいて、番号2、番号3の議事に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により議長を1番前田会長職務代理に交代いたします。</p>
議長 (前田代理)	<p>それでは、事務局より説明願います</p>
事務局	<p>議案第1号番号2についてご説明いたします。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>続いて、議案第1号番号3についてご説明いたします。</p> <p>(別紙により説明)</p>

以上で議案第1号番号2番号3の説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号、番号2、番号3については議案のとおり承認することといたします。

番号1から番号3の議事がすべて承認されましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、議案のとおり承認することと決定いたします。

ここで、退席された委員は着席願います。

議 長

退席された委員に報告します。

議案第1号、番号2、番号3は承認されました。

よって、番号1から番号3の議事すべてが承認されましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、議案のとおり承認することと決定いたしました。

それでは、議長を交代いたします。

議 長
(内尾会長)

日程第4、議案第2号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積の設定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積（下限面積）の廃止について

議案第2号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積の廃止についてご説明いたします。

令和5年4月1日から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されるに伴い、農地法の一部が改正され、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積が廃止されることになりました。

まず、下限面積について説明いたします。農地法第3条の許可要件の1つとして、下限面積の要件があります。農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地の面積が北海道では2ヘクタール、都府県では50アール以上必要です。これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されていること、さらに、農地の細分化が進み担い手への農地集積に逆行することが懸念されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。この下限面積が地域の平均的な経営規模や耕作放棄地等の状況などからみて、その地域の実情に合わない場合には、北海道知事に代わり農業委員会が別段の面積を定めることができることとなっており、毎年、当農業委員会において別段の面積の設定又は修正について検討及び審議をし、令和4年については30アールに設定しておりました。

令和5年4月から下限面積要件は廃止されますが、地域計画の目標地図により受け手が定められていること、それを農地バンク事業を活用して実現するとされていることから、極端に小さい面積での参入がなされることはない想定しています。

農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に伴い、別段面積を定めて公示している農業委員会は、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、改正法の施行までの間に、当該公示を廃止するための手続きを行うことが適当とする旨が農林水産省より通知されております。このことから、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積の廃止について提案するものです。

以上議案第2号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号は議案のとおり承認することといたします。

日程第5、議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

●議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてご説明いたします。

最初に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたします。

議案と合わせて参考資料も合わせてご覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行されまして、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられております。農業委員会法第7条第1項で農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農業委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされてきました。これに基づき、本農業委員会においても、平成30年2月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定いたしました。

今回の見直しは、来月令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、指針について、改正前の、定めるように努めなければならないから、定めなければならないへと策定が努力義務から必須へと変わったこと、また、指針で定める事項に、目標の達成状況の評価方法が新たに追加されたこと、これによって、全国農業会議所から、令和5年3月末までに、すでに指針を作成している農業委員会においても、法改正を踏まえ、指針の見直しを行うよう通知があったことから、事務局で見直し案を作成し、本総会に提出したところです。

それでは、喜茂別町農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し案についてご説明いたします。

(読み上げにより説明)

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第3号は議案のとおり承認することといたします。

日程第6、議案第4号、令和5年度の最適化活動の目標の設定等案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第4号 令和5年度の最適化活動の目標の設定等（案）について

議案第4号、令和5年度最適化活動の目標の設定等案についてご説明いたします。

本件の説明に入る前に、この目標設定等の趣旨等につきましてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況や、その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等での公表が義務づけられたところであり、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知に基づき、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し公表することとなっているため、今回決定したく議決を求めるものであります。

なお、決定内容については、都道府県を通じて農林水産省に報告するとともに、全国農業会議所において、全国の農業委員会の活動状況等を一括してホームページで公表することとなりましたので、送付することとしております。

それでは説明に入ります。

（読み上げにより説明）

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第4号は議案のとおり承認することといたします。

これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第3回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後6時20分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容は正確であることを証する。

令和5年第3回喜茂別町農業委員会総会

令和 5年 3月29日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 行 天 雄 也 (印)

会議録署名委員 辻 野 始 (印)